市役所からのお知らせ

国民年金

確定申告の際には「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の提出が義務付けられています

平成31年1月1日～令和元年12月31日までに納めた国民年金保険料は、その全額が社会保険料控除として令和元年（平成31年）の所得から控除され、その分だけ課税所得が少なくなり、所得税と市・府民税が軽減されます。

令和元年11月上旬に日本年金機構本部から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付されていますので、確定申告で社会保険料控除として申告する際は必ず提出してください。なお、令和元年10月1日以降に初めて保険料を納めた方に対しては、令和2年2月上旬に同様の証明書が送付されます。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についての照会は、ねんきん加入者ダイヤル☎0570（003）004（月～金曜日の午前8時30分～午後7時、第2土曜日の午前9時30分～午後4時）へお問い合わせください。

産前産後期間の国民年金保険料が免除となります

免除期間　出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間

※多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除

※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産のこと（早産、死産、流産及び人工妊娠中絶された方を含む）

対象　国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方

届出時期　出産予定日の6か月前から届出可能

持ち物　▼出産前に届出する場合は母子健康手帳など▼出産後に届出する場合は指定なし▼出産後に被保険者と子が別世帯として届出する場合は、出生証明書（出産日および親子関係を明らかにする書類）など

※届書は、市役所に設置しています。

届出・問合先　市民課☎（275）6241

国民年金保険料のご案内を民間委託しています

日本年金機構は、国民年金保険料の納め忘れに対して、電話・文書・戸別訪問による納付のご案内や免除等の申請手続きのご案内を民間事業者へ委託しています。

委託・問合先　日立トリプルウィン・NTT印刷共同企業体☎0570（012）060

税

市・府民税の申告は2月17日から3月16日までに

令和元年（平成31年）中に所得がある方で、次のいずれかに該当する方を除いては、市・府民税の申告が必要です。

①税務署に確定申告をされた方

②前年中の収入が給与のみで、支払者から給与支払報告書が提出されている方

※前年中の所得がなくても国民健康保険などに加入している方、就学援助費などを受給されている方は申告書を提出してください。

申告期間　2月17日～3月16日の午前9時30分～午後4時30分（土・日・祝日を除く）

申告場所　市役所（別館1階）

必要書類等　印鑑、本人確認書類（マイナンバーカードまたは通知カード、運転免許証や健康保険証など）、年金や給与などの源泉徴収票、国民年金保険料・健康保険料・介護保険料の控除証明書や領収書、生命保険料・地震保険料・長期損害保険料控除証明書、医療費の明細書（医療を受けた方の氏名・病院または薬局名・支払った医療費の額・保険などで補填された額の記載があるもの）、雑損控除関係書類（災害に関連して支出したやむを得ない修繕費用等の領収書・保険金等で補填された金額

がわかる書類）
※医療費控除を受けられる場合、医療費の明細書の添付が必要。
※医療費の領収書は自宅等で5年間保管してください。（提示や提出を求められる場合があります）
※郵送による受付には、本人確認書類のコピーおよびマイナンバー通知カード等のコピーの添付が必要。

▼公的年金を受給されている方へ

収入が公的年金のみの方で控除内容に変更がある場合は、申告期限内に申告をする必要があります。

なお、申告期限後に申告をされて税額が変更となった場合は、年金からの特別徴収（引き落とし）が中止となる場合があります。

▼ふるさと納税制度の見直し

ふるさと納税（個人住民税に係る寄附金税額控除の特例控除分）の対象となる地方団体を一定の基準に基づき、総務大臣が指定することとなりました。指定対象外の団体に対して、令和元年6月1日以後に支出された寄附金についてはふるさと納税の対象外となります。

▼住宅借入金等特別控除の改正

消費税率10％が適用される住宅取得等について、住宅借入金等特別控除の適用期間が3年間延長されます。なお、11年目以降の3年間については、消費税率等の2％引き上げ分の負担に着目した控除上限が設定されます。

▼森林環境税の延長

府民税の森林環境税（府民税均等割300円）について、平成28年度より4年間課税していましたが、引き続き自然災害から府民の暮らしを守るため、令和5年度までの4年間延長となります。

問合先 税務課 ☎（275）6097

還付金の受け取り

還付金の受け取りは、申告者本人名義の口座に限り振り込みが可能です。本人名義の口座であっても、預貯金口座名義に店名、事務所名などの名称（屋号）が含まれている場合または名義が旧姓のままである場合は、振り込みができないことがあります。ゆうちょ銀行に振り込みを希望する場合は、貯金総合通帳の記号番号のみを記載してください。インターネット専用銀行は、特定の銀行を除いて還付金の振り込みはできません。取引先のインターネット銀行へお問い合わせください。

問合先 泉大津税務署 ☎0725（33）5601

後期高齢者医療

高額医療・高額介護合算制度

世帯内の後期高齢者医療制度の加入者全員が1年間（毎年8月1日から翌年7月31日まで）に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた額を支給します。

3月上旬に、支給の対象者へお知らせと支給申請書を郵送しますので、必要事項を記入し、同封の封筒で府後期高齢者医療広域連合に返送してください。なお、今回の対象は平成30年8月1日から令和元年7月31日までに支払った自己負担額となっています。

問合先 府後期高齢者医療広域連合給付課☎06（4790）2031

各種

プレミアム付商品券の申請・購入期限は2月28日まで

申請を希望する方、または、既に購入引換券をお持ちで商品券を購入されていない方は、お早めに申請・購入してください。

申請・購入期限 2月28日(金)まで

※申請内容の審査のため、申請書の提出から商品券の購入まで日数がかかる場合があります。なお、商品券の利用期限は3月31日（火）までです。

問合先 高石市プレミアム付商品券事業実施本部☎（267）4410

今月が納期限の税金

〈固定資産税〉
〈都市計画税〉
第4期分

3月2日までにお近くの金融機関またはコンビニエンスストア等で納めてください。

人権擁護委員を紹介します

人権侵害や差別問題等の悩みを相談できる人権擁護委員を紹介します。

▼人権擁護委員（順不同）
西中隆さん・山路駒子さん・石田孝文さん・西川祐子さん・宮本純子さん・礒部浩明さん・中谷喜久代さん

▼人権相談
日時 第1・3金曜日の午後1時～4時
場所 市役所（本館2階）
問合先 人権推進課 ☎（275）6279

2月19日に市内の防災行政無線のスピーカーから放送が流れます

地震や津波、武力攻撃などの発生時に備え、全国一斉情報伝達訓練を行います。これは、全国瞬時警報システム（Jアラート）を用いた訓練で、高石市以外の全国の地域でも同様の訓練が行われます。

放送時間 午前11時頃
問合先 危機管理課 ☎（275）6247

3月1日から住民票の写し等のコンビニ交付サービスを開始します

マルチコピー機が設置されているコンビニエンスストア等で、マイナンバーカードを利用して、住民票の写し・印鑑登録証明書・各種税証明書を取得できるようになります。

稼働時間 午前6時30分～午後11時（システムメンテナンスによる休止日等を除く）

※コンビニ交付を利用するためには、4ケタの暗証番号（利用者証明用電子証明書）を設定したマイナンバーカードが必要です。マイナンバーカードの受け取りには、申請から概ね1ヶ月程度かかります。通知カード（紙製のカード）、住民基本台帳カード、印鑑登録証ではコンビニ交付は利用できません。

問合先 市民課☎（275）6212、税務課☎（275）6097

お天気情報を大阪管区気象台に聞くことができます

天気の照会を行う場合は、次の問い合わせ先を参考にしてください。

フリマサービス トラブルは個人間で解決？

消費生活センターだより
Consumer service center newsletter

事例1 初めてフリマアプリを利用し、**新品**と記載されていた**時計**を約2千5百円で購入した。届いた時計は**ネジが回らない**し、すぐに**遅れる**。売り手に**抗議**のメールを送ったが、**回答がない**。（60歳代　男性）

事例2 フリマサイトに**ブランドのバッグ**を**出品**した。買い手に商品を送付し代金を受け取ったが、「バッグは**偽物**だったので**返金**するように」と連絡があった。バッグは数年前に正規店で購入した本物だ。フリマサイトに相談したが、**自分たちで解決**するようにと言われてしまった。（60歳代　女性）

©Kurosaki Gen

ポイント 生前整理や終活の意識もあり、フリマサービスの利用が高齢者にも広がっています。フリマサービスでの取引は、基本的に売主と買主との個人間の取引です。利用規約では、トラブルは当事者間で解決するように求められていることをよく理解しましょう。利用する際は、利用規約をよく読み、サービスの仕組みや禁止行為等についても理解しておくことが大切です。当事者間で話し合っても、運営事業者に相談しても、交渉が進まない場合は、問題点の整理等を行うため、消費生活センターに相談しましょう。

困ったときは、消費生活センターへ
☎（267）5501
場　所 市役所本館2階
時　間 9：00～16：45
休館日 土・日曜日、祝日
※休館日は「消費者ホットライン」☎188へお問い合わせください

※国民生活センター「見守り新鮮情報　第349号」から抜粋・イラスト黒崎玄

▼天気相談所
受付　平日の午前8時45分～午後5時10分☎06(6949)6304

▼自動音声による情報提供
受付　夜間・休日を含む24時間
☎06（6949）0185
※その他、気象庁ホームページやテレビのデータ放送でもより詳細な天気予報や気象観測のデータが確認できます。

新しいご当地ナンバープレートを交付！

令和２年３月２日から第２弾ご当地ナンバープレート「羽衣天女と工場夜景」の交付を開始します。

交付時間　午前９時～午後５時30分（土・日曜、祝日、年末年始を除く）
交付場所　税務課（市民税係）
交付対象　排気量50cc以下の原動機付自転車
※排気量 50cc を超える原動機付自転車（黄色・桃色プレート）、ミニカー（青色プレート）及び小型特殊自動車（緑色プレート）は対象外

登録手続きに必要なものや注意事項等について、詳しくは市ホームページをご覧ください。

市ホームページへのアクセスはこちらのQRコードから▼

問合先　税務課☎(275)6097

みんないっしょに生きる社会を
まっぽっくり

環境と経済の両立

国連が発表した「世界人口推計2019年版」によると、現在の地球上の人口は77億人ですが、2030年には85億人に、さらに2050年には97億人に達すると見込まれています。これはごく少数のいくつかの国の人口が急激に増加するためで、大幅な人口増加が起きると見られるのはインド、ナイジェリア、パキスタン、コンゴ民主共和国、エチオピアなどです。インドは2027年頃、中国を抜いて世界で最も人口が多い国になると見られています。

その一方で、人口が減少する国が増えています。2010年以来、27の国と地域で人口が1%以上減少しています。さらに2019年から2050年にかけ、55の国と地域で人口が1%以上減少すると予測されています。同時に、平均寿命が世界的に延び、出生率の低下による少子化によって、世界人口の高齢化が進んでいます。

日本はどうでしょうか。我が国の総人口は、2018年10月1日現在、1億2644万人で、65歳以上人口は、3558万人となり、総人口に占める割合（高齢化率）は、28.1%、そして、15～64歳人口は7545万人で総人口の59.7%、15歳未満の人口は1542万人で総人口の12.2%となっています。2017年4月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口」によると、我が国の総人口は、長期の人口減少過程に入っており、2029年に人口1億2000万人を下回った後も減少を続け、2053年には1億人を割って9924万人となり、2065年には8808万人になると推計されています。一方、65歳以上人口は、「団塊の世代」が75歳以上となる2025年には3677万人に達すると見込まれ、その後も増加傾向が続き、2042年に3935万人でピークを迎え、その後は減少に転じると推計されています。

このように世界全体の人口は発展途上国を中心に増え続ける一方で、日本やヨーロッパの先進国の人口は今後少しずつ減少し、少子高齢化も進んでいます。世界人口の規模、構成、分布の変化は、「誰一人取り残さない」ことを誓って世界が合意した、持続可能な開発目標（SDGs）の達成にも大きく影響し追加的な課題も生じます。

21世紀の世界はめざましい経済発展の時代を迎えており、世界人口の増加とともに、人々に豊かな生活をもたらしています。同時に経済発展は、大量生産、大量消費、大量廃棄につながり、その結果、石油・石炭など化石燃料の大量消費が大気中の二酸化炭素など温室効果ガスを増やし、地球温暖化をもたらすなど地球規模の環境問題を引き起こすようになりました。

環境と経済を両立させ、環境に配慮した節度ある開発をしてこそ、将来にわたる発展が保証されます。将来の世代の欲求を損なうことなく、現在の世代の欲求をみたすような持続可能な社会に向け、私たちは地球に住む一人の人間として、身近にできることに取り組んでいくことが必要ではないでしょうか。

人権推進課
☎（275）6279

放置禁止区域に止めないで！

「高石市自転車等の放置防止に関する条例」の規定に基づき、市内各駅周辺に自転車等の放置禁止区域を定め、違反して駐車している自転車・ミニバイクを強制撤去し、自転車保管場所へ移送・保管しています。自転車やミニバイクは必ず自転車駐車場に止めてください。

問合先 土木管理課 ☎(275)6478
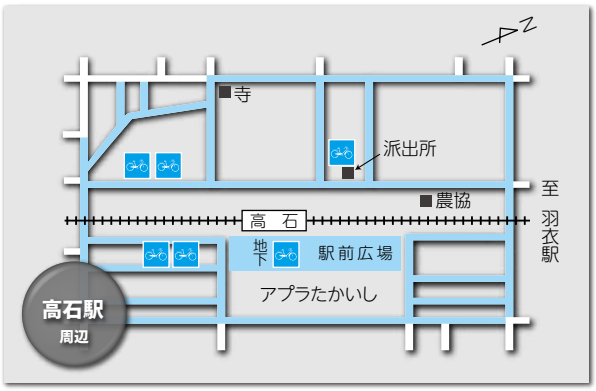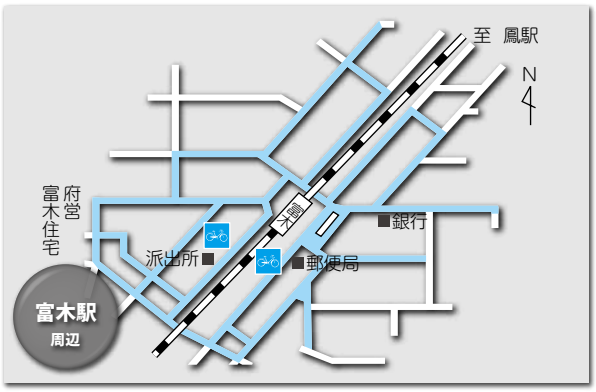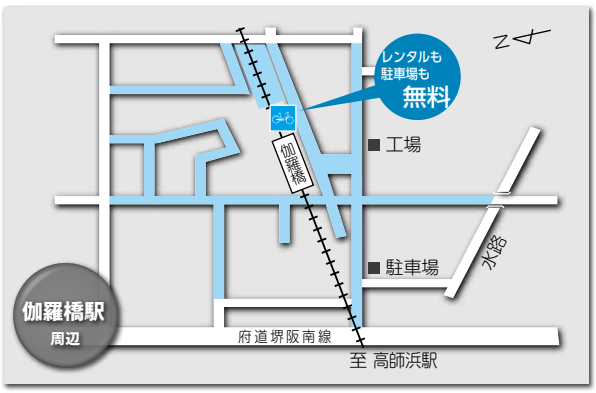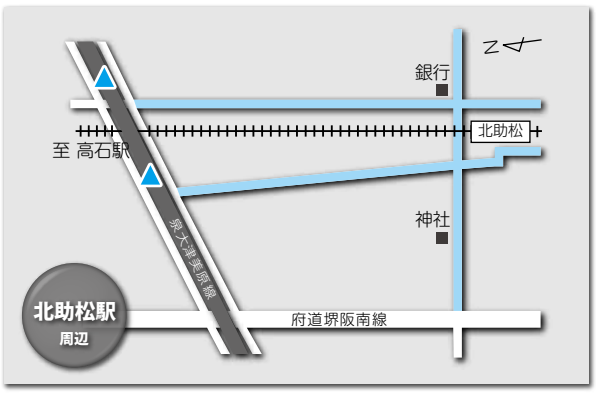
放置禁止区域図　自転車等放置禁止区域　市営自転車駐車場　▲自転車置場（無料）